

I S O 規 格 部 会 規 程

1. 目的

本規程は、ISO 規格部会の業務及び運営に関して必要な事項を定め、本部会の業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

2. ISO 規格部会の業務

(1) タイヤ規格委員会規則に基づき以下の業務を担当する。

① タイヤ規格委員会が発案する、新規 ISO 規格案及び既存 ISO 規格の全面改訂案を作成し、本委員会に上程し、承認を得る。

② ISO/TC31 が関与する ISO 規格のうち、2. (1) ①に示される以外のものの検討、提案及び投票に係る審議及び承認を行い、タイヤ規格委員会に報告する。

③ ISO/TC31 に係る会議への出席者を決定し、派遣する。

(2) 本部会は、年一回秋季に開催されるタイヤ規格委員会と同時開催を原則とする。また、必要がある場合には臨時に開催することができる。

3. ISO 規格部会の構成等

(1) ISO 規格部会の委員は、タイヤ製造者及びタイヤに関連する分野の関係者で構成する。(原則としてタイヤ規格委員会のメンバーと同一とする)

(2) 本部会の目的達成のために必要な場合、関連する分野の関係者及び学識経験者を委員として加えることができる。

(3) 本部会に部会長を置き、部会長の選出は委員の互選による。

(4) 本部会は、部会長又は事務局が招集する。

(5) 本部会は、必要に応じて分科会及び WG を設置し、その業務を分掌させることができる。

(6) 本部会は、必要に応じて専門知識を有する者に検討を委託することができる。

4. 事務局の役割

(1) 本部会の事務局は、一般社団法人日本自動車タイヤ協会に置く。

(2) 事務局は規格の検討に当たり、関係者及び関連団体との間で情報の収集、提供及び交換を行い、それらの内容を本部会に展開する。

(3) 事務局は 2. (1) ①及び②の承認を受け、ISO への提案及び投票を行う。